

# 農地中間管理事業が始動します

農地中間管理事業は、地域ぐるみで話し合ってまとめた農地を、農地中間管理機構(京都府農業総合支援センター)が受け皿となって借り受け、公募で選ばれた担い手に貸し付ける事業です。

## 京都府 農業総合支援 センター

(京都府農地中間管理機構)



- ・農地を貸したい
- ・経営を縮小したい

「今後、集落の農地をどうしたら活かせるか」「集落の農地を守る担い手は誰か」など、将来の農地利用のあり方を地域ぐるみで話し合い、農地中間管理事業を活用して、地域農業の展望を切り拓きましょう。



- ・農地を借りたい
- ・新規就農したい
- ・農地を一カ所にまとめたい

私たち現地駐在員もお手伝いします。気軽にお声がけください。



山城ブロック担当  
小川 均



南丹ブロック担当  
森田 一三



中丹ブロック担当  
荒田 好彦



丹後ブロック担当  
増田 英雄

●お問い合わせは、最寄りの市町村 又は 京都府農業総合支援センター(075-417-6847)まで

公益社団法人 京都府農業総合支援センター  
(京都府農地中間管理機構)



# 農地中間管理事業を活用すると(メリット)

個人での貸借だと不安もあるけど  
公的機関が借り受けるので**安心**



## 農地の貸し手や地域

- 機構(支援センター)が貸借料を回収しますので、手間がかかりません。
- 契約期間が終わったら、農地は確実に戻ります。
- 「特例付加年金」の受給ができます。
- 以下の要件を満たせば、「機構集積協力金」が受けられます。

### ①地域集積協力金

対象	要件	単価																
市町村内の「地域」 ● 京力農場プランに基づき、機構にまとまった農地を貸し付けた地域 ※「地域」とは、集落、大字、学区など外縁が明確な同一市町村の区域	「地域」内の農地の一定割合以上が、各年の12月末時点で機構に貸し付けられていること	単価は、「地域」内の農地の機構への貸付割合による (万円/10a) <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付割合</th> <th>H26~27</th> <th>H28~29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2~5割以下</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>5~8割以下</td> <td>2.8</td> <td>2.1</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>8割超</td> <td>3.6</td> <td>2.7</td> <td>1.8</td> </tr> </tbody> </table> ※単価は年度により異なる	貸付割合	H26~27	H28~29	H30	2~5割以下	2.0	1.5	1.0	5~8割以下	2.8	2.1	1.4	8割超	3.6	2.7	1.8
貸付割合	H26~27	H28~29	H30															
2~5割以下	2.0	1.5	1.0															
5~8割以下	2.8	2.1	1.4															
8割超	3.6	2.7	1.8															

### ②経営転換協力金

対象者	要件	単価								
● 経営転換する農業者 ● リタイアする農業者 ● 農地の相続人	経営している全農地を機構に10年以上貸し付け、かつ、機構から受け手に貸し付けられること(農業振興地域内の10a未満の自作地や、機構が借り受けなかった自作地は除く)	単価は、機構への貸付面積による (万円/戸) <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付面積 (ha)</th> <th>単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.5ha以下</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>0.5~2.0ha</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>2.0ha超</td> <td>70</td> </tr> </tbody> </table>	貸付面積 (ha)	単価	0.5ha以下	30	0.5~2.0ha	50	2.0ha超	70
貸付面積 (ha)	単価									
0.5ha以下	30									
0.5~2.0ha	50									
2.0ha超	70									

### ③耕作者集積協力金

対象となる農地	交付対象者	要件	単価						
● 機構が借り受けている農地に隣接する農地 ● 公表された借受希望者の経営農地に隣接する農地 ● 一連の農作業の継続に支障が生じない2筆以上の農地	ア自ら耕作する所有者 イ当該農地を借入耕作する者	対象となる農地を機構に10年以上貸し付け、かつ、機構から受け手に貸し付けられること	単価は次のとおり (万円/10a) <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26~27</th> <th>H28~29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.0</td> <td>1.0</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table> ※単価は年度により異なる	H26~27	H28~29	H30	2.0	1.0	0.5
H26~27	H28~29	H30							
2.0	1.0	0.5							

## 機構(支援センター)が借り入れる要件

- ① 農業振興地域内にある農地等であること。
- ② 事業により担い手の営農効率があがると認められること。
- ③ 再生不能と判断される遊休農地などでないもの。
- ④ 機構が公募する担い手の借り受け希望が見込まれること。
- ⑤ 貸付希望農地の貸借料が適切であると判断されること。

※借入期間は、できるだけ10年以上とします。

※借入期間中、万が一2年を経過しても借受希望者が見つからない場合は、所有者に返還します。

